



## 日本版 ISA について

税理士 広瀬 裕

### 内容

日本版 ISA が 2014 年より導入される予定です。日本版 ISA とは、イギリスで普及している ISA (Individual Savings Account) をモデルにした制度です。

イギリスでは、国民の約 4 割が ISA を利用し、資産形成、貯蓄として普及しているとのことであります。我が国では、日本全体 (Nippon) で、ISA の普及・定着に取り組むという趣旨から、「NISA (ニーサ)」という愛称で呼ぶことが決まりました。

NISA では、2014 年から 2023 年までの 10 年間の各年で投資した年間 100 万までの投資額について、最長 5 年間、配当・分配金や譲渡益が非課税となります。

### 適用要件

非課税対象	金融商品取引業者に開設された「非課税口座」で所有する投資信託や上場株式等の配当や譲渡益
非課税投資枠	毎年100万円までの投資 ※100万円の枠を使い切らなかった場合、その枠を翌年以降へ繰越すことはできません。
非課税期間	投資した年を含めて5年間(途中売却は自由)
非課税投資総額	最大500万円
継続期間	平成26年から10年間
口座開設の有資格者	口座を開設する年の1月1日時点で、20歳以上の日本の住居者、または、20歳以上で恒久的施設を有する非居住者
手続き	非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を通じて税務署長に対して「非課税適用確認書」を提出

### 留意事項

#### 上場株式等の配当所得および譲渡所得の軽減税率の廃止

上場株式等の配当等および譲渡所得等にかかる 10%軽減税率 (所得税 7%、住民税 3%) は平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されます。

平成 26 年 1 月 1 日より、20.315%税率 (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、住民税 5%) になります。